# 公益財団法人 国際民商事法センター定款

# 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際民商事法センター(英文では、International Civil and Commercial Law Centre Foundation)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アジア地域を中心とする民商事法関係者の連帯と相互協力を強化することにより、 民商事に関する各種法制の調査、研究、研修、情報交換等を行い、これら各国の民商事法とその運用の 発展を支援するとともに、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求し、もって国際社会の繁栄と安定 に資することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) アジア地域を中心とする民商事法関係者に対する研修の実施及びその援助
  - (2) 内外の民商事法に関する研究者、専門家等の招へい及び派遣並びにその援助
  - (3) 内外の民商事法に関する講演会、研究会、シンポジウム、セミナーその他調査、研究、研修及び情報交換を目的とする集会の開催並びにその援助
  - (4) 内外の民商事法に関する情報・資料の収集及び調査・研究の実施並びにその援助
  - (5) 機関誌、文献その他の資料の発行並びにこれらの頒布
  - (6) 内外の関係諸機関及び関係諸団体との連携及び協力
  - (7) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

- 第5条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初寄附された財産
  - (2) 設立後寄附された財産
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 会費、補助金、賛助金その他の収入
  - (5) 財産から生じる果実

# (財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び普通財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (3) 普通財産は、基本財産以外の財産で構成される。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会 及び評議員会の承認を要する。
- 4 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

#### (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## (事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に 供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監查報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

# (評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行なう。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- 二 ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- へ 口から二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を同一にする者
- (2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

# イ 理事

- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する 大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法

第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、 その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

#### (評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満 了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

# (評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

# 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (3) 定款の変更
  - (4) 残余財産の処分
  - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内の5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

# (決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押 印する。

# 第6章 役員

#### (役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち2名を代表理事とし、そのうち1名を理事長、他1名を会長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。なお、業務執行理事が第36条記載の事務 局長を兼務することを妨げないものとする。

## (役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事、理事長、会長ならびに及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

# (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の

状況を理事会に報告しなければならない。

# (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調 査をすることができる。

## (役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の 時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する

## (役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

#### (構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、会長、業務執行理事ならびに事務局長の選定及び解職

#### (種類及び開催)

- 第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、事業年度毎に原則として、5月又は6月に及び3月の2回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

# (決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、 当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁 的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみな すものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## (顧 問)

- 第34条 この法人に、15名以内の特別顧問もしくは顧問を置くことができる。
- 2 特別顧問及び顧問の委嘱は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 特別顧問及び顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務をおこなうために要する支払をすることができる。
- 4 特別顧問及び顧問は、重要な事項について代表理事の諮問に応じる。
- 5 特別顧問及び顧問の任期は、委嘱後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

# (参与、学術参与)

- 第35条 この法人に、それぞれ35名以内の参与及び学術参与を置くことができる。
- 2 参与、学術参与の委嘱は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 参与及び学術参与の報酬は、無償とする。ただし、その職務をおこなうために要する支払をすることができる。
- 4 参与は、代表理事の諮問に応じ、主にこの法人の事業について運営面からの助言を行い、また、理

事長の要請により、専門的立場から事業の推進に協力する。

- 5 学術参与は、理事長の諮問に応じ、主にこの法人の事業について学術面からの助言を行い、また、 理事長の要請により、専門的立場から事業の推進に協力する。
- 6 参与及び学術参与の任期は、委嘱後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評 議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

# (事務局)

- 第36条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

# 第8章 会員

(種 別)

- 第37条 この法人の会員は、次のとおりとする。
  - (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
  - (2) 名誉会員 この法人の事業又は運営に特に功労のあった者で、理事会において適当と認めた者

# (会費の納入等)

- 第38条 会員が納入する会費等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

#### (会費等の不返還)

第39条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## (資格の喪失)

- 第40条 会員は、次の理由によって資格を喪失する。
  - (1) 退会したとき
  - (2) 死亡し、又は会員である法人が解散したとき
  - (3) 除名されたとき

## (退 会)

第41条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

#### (除 名)

- 第42条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長が除名することができる。
  - (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
  - (2) この法人の会員としての義務に違反したとき

- (3) 会費を滞納し、督促を受けてもなお納入しないとき
- (4) 会員としての品位を失うべき非行があったとき

# 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

# (残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈 与するものとする。

#### 第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- **2** 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する 方法による。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の 登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と

公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度 の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の会長は宮原賢次、理事長は原田明夫とする。
- 4 この定款は、平成28年2月4日より改訂する。